

裁判所における手続の迅速化に関する意見募集の概要

1 募集要領

平成14年11月27日から同年12月27日までの間、司法制度改革推進本部のホームページに掲載するなどの方法により募集。

2 意見総数

141件（郵便、電子メール等による個人、団体からの意見の総数）

3 意見の概要

(1) 迅速化一般について

ア 現状認識、長期化の原因等について

今の裁判は時間がかかり過ぎるとする意見

我が国の裁判は民事・刑事ともに極めて短縮されているが、審理の充実を欠き拙速化しているのが実態であるとする意見

長期化の原因として、法曹人口の不足、期日の間隔の長さなどをあげる意見

長期化の原因として、証拠の偏在、主張・立証責任の分配の問題などをあげる意見

イ 長期化の弊害等について

長期化の弊害として、証人確保の問題、担当裁判官の異動等をあげる意見

ウ 迅速化を図ること、迅速化の前提条件その他について

迅速化に賛成し、これを進めてほしいとする意見

迅速化に賛意を示しつつ、裁判の充実や当事者の納得が重要であるとする意見

迅速化と併行して、あるいは先行して、制度改革を行う必要があるとする意見。具体的な制度改革の対象としては、法曹人口の増大、裁判所・検察庁の施設の拡充、民事の証拠収集手続の整備、立証責任の転換、刑事における証拠の事前全面開示、捜査過程の可視化、保釈の拡大、裁判官統制の解消など。

迅速化を図ることは、裁判の拙速化を招くものであるとして反対する意見

(2) 審理期間の目標について

2年以内の目標を設けることに賛成する意見

2年では長すぎるとしてより短期間を提言する意見
第一審以外の手続（上級審や家事審判手続）について迅速化を求める意見
事件の内容は個々に異なる、数値目標の設定は、審理の拙速化、裁判官の
官僚的統制強化につながるなどとして、これに反対する意見

(3) 迅速化の担い手の責務について

国の責務として、人的・物的基盤の拡充、予算の飛躍的拡大を行うべきと
する意見

裁判は当事者のためにだけあるわけではないとして、当事者や弁護士が裁
判の迅速化に協力するのは当然であるとする意見

当事者や代理人に責務を負わせることは裁判を受ける権利を害するおそれ
があるとして反対する意見

弁護士会は個々の弁護士の活動に干渉できないからなどとして、弁護士会
の責務に反対する意見

(4) 総合的方策の実施について

ア 制度面について

三審制の見直し、司法取引制度の導入等を求める意見

弁護活動を適正化し、時間稼ぎの弁護をやめさせるべきとする意見

検察官手持証拠の事前全面開示、民事における文書開示制度の拡充等
を求める意見

司法書士、行政書士等の活用を求める意見

イ 体制面について

法曹人口、裁判所職員の増加等の人的基盤の充実を求める意見

法廷の数の増加等の物的基盤の充実を求める意見

ウ 運用面について

関係者の意識改革が必要とする意見

期日の間隔を短くすべきとする意見

IT技術の活用等による事務の効率、省力化を求める意見

(5) 迅速化の状況についての検証について

最高裁による検証は、裁判官の評価につながるなどとの問題を指摘する意
見

検証の実施主体は、訴訟関係者と訴訟手続を利用した市民からなる第三者
機関とすべきとする意見

実績をまとめて公表すべきであるとする意見